

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

令和元年度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 令和元年6月24日(月) 14時00分～15時30分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 19名、定足数 10名
4. 出席評議員数 12名
(出席) 蒲生恵美、北島秀明、橘本賢次郎、清水秀樹、白神俊典、鈴木恭蔵、
鶴田康則、成松義文、原孝博、松井睦子、森田邦雄、若尾修司
(欠席) 安部俊朗、佐藤良也、椎橋良太郎、宗林さおり、徳山陽滋、埴雅明、
武藤正樹
(出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
(出席理事) 下田智久、鈴木信二、中村靖
5. 議案 第1号議案 平成30年度事業報告(案)に関する件
第2号議案 平成30年度収支決算(案)に関する件
第3号議案 監事監査報告
第4号議案 評議員の改選に関する件
報 告
・会員・会費体系検討委員会について
6. 議事
(1) 開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
(2) 議事録署名人選任
議事録署名人として、原評議員、森田評議員の2名が選任された。
(3) 議案の審議状況及び議決結果
第1号議案平成30年度事業報告(案)に関する件
第2号議案平成30年度収支決算(案)に関する件
議長の求めに応じて、総務部長より第1号議案平成30年度事業報告(案)、事務局長より第2号議案平成30年度収支決算(案)に関する件について併せて資料に基づき説明があった。
平成30年度事業報告(案)に関する件については、主な点として、総務部関係は、公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務、及び内

閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援、収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を実施した。また平成 30 年度より、当協会会員枠を拡大し 4 部構成として会員が関与できる事業の充実を図ったこと、将来的な協会組織づくりに向けて、特に会員制度の在り方について検討を始めることとした。

健康食品部関係については、認定健康食品 (JHFA) マークの認定事業においては、新規申請は事業計画を上回ったが、更新対象製品の辞退が多く総数として前年度より減少した。GMP 認証事業については、新規申請は事業計画を下回ったが、申請関連の問合せは増大しており、今後事業者の認証取得意欲は強いと思われる。製品マークの登録は新規が機能性表示食品及びそれ以外で事業計画を下回ったが、登録数は前年度から増加となった。安全性自主点検認証は事業計画を下回り、総数として原材料は減少、製品は前年と変わらずであった。

認定認証業務に加えて、1 年を通して健康食品事業者向け HACCP 導入手引書関連業務を実施、作成した手引書は 1 月に厚生労働省よりオーソライズされた。また、6 月から 10 月にかけては、厚生労働省の要請によりいわゆる平成 17 年通知見直しに関して健康食品関係団体への説明、意見交換会の関係事務局として活動した。

機能性食品部関係については、機能性表示食品制度に関する事業者支援として、分野別専門相談に対応した。また、届出資料事前点検について、初年度 7 件の点検を行った。研究レビューに関しては、問い合わせはあるものの当協会の条件には見合わず実質は 0 件となったが、研究機構からの依頼で、GABA、大豆イソフラボンを実施し、農研機構のホームページ上で公開された。更に、平成 30 年 10 月 25 日の消費者庁の事務連絡により、機能性関与成分に関して届出後の分析実施状況を公表することが強く求められたため、当協会として、届出事業者が公表しやすいように独自のデータベースをホームページ上に新設し、募集を開始した。機能性表示食品広告部会には 20 社が参加し、事業計画通り予備審査を実施後、機能性表示食品広告審査会を実施した。更に、平成 28 年に策定された『『機能性表示食品』適正広告自主基準』の改正に向け検討を進めた。

新たな事業として、消費者庁から「機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討事業」を受託し、調査検討した結果、アレルギー、尿酸については、軽症域を設け、そのデータを使用できることとしたが、認知機能に関しては軽症域を設定しない旨の報告書を提出し、消費者庁による平成 31 年 3 月 26 日の機能性表示食品の届出等に関するガイドライン改正及び質疑応答集に反映された。

特定保健用食品部関係については、事業計画に沿って進捗し、講習会等の開催や刊行物の発行も計画通りであった。特定保健用食品の申請、許可件数が減少する中で、機能性表示食品との棲み分けや疾病リスク低減表示の拡充などを検討し

た専門部会活動の成果を踏まえ、特定保健用食品の有効活用と制度発展に関する要望をまとめ、消費者庁と消費者委員会に協会より要望書を提出した。

栄養食品部関係については、ほぼ事業計画通りに進捗した。総合栄養食品の許可基準の見直し、糖尿病用・腎臓病用食事セットの新規許可区分の追加、個別評価型病者用食品の許可基準の見直しに関する要望を特別用途食品制度の活用に関する研究会を中心に取りまとめ、当協会から消費者庁長官あてに提出した。これらの要望の検討結果として、次年度に通知改正が行われる見込みであること、また、とろみ調整用食品の試験方法についての室間妥当性確認事業が実施され、試験方法が見直される見込みであること等の状況を考慮して、当初計画した通知改正に合わせた特別用途食品説明会及び申請担当者向けセミナーは実施を見合わせた。

学術情報部関係については、学術誌については、投稿はあったが掲載に至る論文はなかった。健康食品相談業務、食品保健指導士の養成にかかる事業については、ほぼ計画通りに進めることができた。

渉外広報室関係については、新規事業として「協会マーク」の新設及び「JHFA・GMP」新デザインマークの制作を行った他、概ね事業計画に沿って情報の提供、及び普及・啓発を実施した。

平成 30 年度収支決算（案）に関する件について、経常収益については、前年度対比 546 万円余の増加となった。主な増減は、届出資料事前点検を 5 月より開始したことによる「機能性表示食品届出支援手数料収益」の増、消費者庁から受託した「機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討事業」による「業務受託収益」が増加し、減少したのものとしては「受取入会金」の減、機能性表示食品を取得している製品について登録管理料を半額とし、申請数の増加を図ったが、申請数が伸びなかったことによる「GMP 製品承認事業収益」の減、更新の対象となるものが少ない年度だったことによる「安全性自主点検認証事業収益」の減、「特保ごあんない」の掲載数が減少等による「出版物掲載料収益」の減、「受取補助金等」の減となった。

経常費用では、前年度対比 127 万円余の増加となり、「役員報酬」、「給与手当」、「臨時雇用賃金」と管理費と合わせるとほぼ前年度と同じであるが、増加したのものとしては、GMP 事業への人員補強のための派遣職員の増員による「委託費（派遣）」、「委託費（業務委託）」が増、減少したのものとしては前年度「フコイダン食品 J H F A 解説書」の製作費が計上されていたが 30 年度はそれが無かったことによる「印刷製本費」の減があげられる。

これらの結果、平成 30 年度は当期経常増減額が△210 万円余となった。経常外増減の部は該当するものがなかったため、当期正味財産増減額も 210 万円余の減となっている。

また、財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約 87% で、すべて基準を満たしているとのことであった。

第 3 号議案 監事監査報告

引続き、議長の求めに応じて、平成 30 年度の監事監査として、去る 5 月 20 日（月）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田紘一郎監事よりなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 事業報告案 5 ページ目の平成 17 年通知の見直しについて、こういったポイントの見直し議論の内容になったのか教えてもらいたい。

部長： 厚労省は食品衛生法の改正に併せて今後見直しを考えている。そこで業界団体の意見を聞きたいということで何度か集まって作業グループのようなものをつくって何度か議論している。

評議員： 厚労省の今後のスケジュールや、見直しの具体的なものが出てきそうな見直しについて何かあったら聞かせてもらいたい。

部長： 平成 17 年通知の見直しの時期に関しては明言されていない。その前に特別の注意を必要とする成分等を含む食品に関する製造、品質管理の告示の内容を今詰めているところで、それがある程度固まってからだと考えられる。

議長： 事業報告案の機能性食品部関係だが、11 ページと 12 ページの 4 の (1) に書かれているが、機能性表示食品広告部会（参加企業 20 社）とあるが、この活動の状況を今どういうふうに捉えていて、これは参加者が多いのか、少ないのか、そこでいろいろ議論されている点、あるいは企業側から出てくる点についてどういうふうに対応されているか。

部長： この広告部会には、実際に機能性表示食品の広告を出している企業の担当者が参加している。会員企業から新聞、テレビ、雑誌等の広告、実際のサンプルを出してもらいそれをもとに審査委員会で議論している。ちょっと行きすぎだということには指導、また情報をシェアしている。実施基準の改定に向けて、実際の審査会の結果から実施基準の改定に反映するということで活動をしている。

議長： 現状の状況はいろいろと課題が多いのか、それとも大筋でベターな方向に向かっているのか、あるいはそんなに関心が高くないのか。そこらへんはどうか。

部長： 機能性表示食品ではだいたい 600 社以上の企業が届け出をしている。その中で、当協会で把握できるのはその 3 分の 1 ぐらいなので、やはりだいぶアウトサイダーが多いということが一つの課題かなと考えている。会員企業の報告を受けた限りでは、特保の審査会と同じようにそんなに多い頻度ではないが、一応きちんと議論されていると考えている。

評議員： 同じく事業報告案の 16 ページの要望書のところだが、2 番目の特保と機能性表示食品の制度に基づいたすみ分けを要望したということだが、今はこのすみ分けができてないという認識だと思うが、その要望の内容はどういったことなのかということと、どうあるべきだと思っているのかについて補足を願いたい。

部長： 機能性と特保の表示の部分について、国が審査をして許可をしているものと、企業責任で届け出ていることの違いが本来もう少し明確にあるべきではないかということだが、現状なかなかそうはなっていないといったあたりが一つの大きな課題として捉えられていて、そこをメインに特保を引き上げるという形にできないものかということを考えている。

評議員： 確かに特保は国が許可したもので、機能性表示食品は事業者の責任のもとという制度が基本的な考え方だが、そこがうまくいってない、機能性表示食品のほうも国が入り込んでいるという認識か。

事務局長： 要望した趣旨は、機能性表示食品は届出を事業者が行い、特保は許可を国が行なっているが、特保はかなりハードルが高くてやっているにもかかわらず、特保を取得している企業からは、機能性表示食品の表現が特保と同じ、もしくはそれ以上の表現をしているかのように見受けられるので、それはおかしいのではないかという意見があった。そのへんの考え方をまとめる。一方で、特保も今のままでいいというわけではなくて、疾病リスクの低減などにまでもっと踏み込んで調査をして、そういうことができるような道を開くべきだというような提言をさせてもらった。

評議員： この要望書に対して国からの回答とか、そのようなものが出るようになるのか。

事務局長： 要望はすぐにできるものとできないものがあるが、要望の趣旨は非常によくわかったということだった。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第 4 号議案 評議員の改選に関する件

議長の求めに応じて、総務部長から選出手順と理事、評議員に関する推薦・選任基準等について、配布された資料に基づき説明があった。

続いて議長より 6 月 11 日開催の評議員候補者選出委員会の説明があった。説明によると理事、評議員に関する推薦・選任基準に基づいて評議員候補選出委員会で検討するに当たり、全ての候補者の推薦理由を報告してもらい、候補者について委員 5 名で細かく議論し選出した候補者である。検討内容で大きく出たのが、女性の評議員メンバーの構成が非常に少ないという指摘が複数の委員から出された。これについては、今後の評議員会の構成と規程において、女性の登用について企業関係だけではなく、学識経験者、消費者サイドからのメンバーの選出も含めて、積極的に検討しては委員会の意見が集約されている。もう一つは、評議員会の構成として、企業選出評議員と、消費者サイドあるいは学識経験者サイド選出の評議員の構成をほぼ半々にしていくほうが評議員会の組織の性格上好ましいのではないかということで、これについても議論し、結果として、今回はほぼ同数のバランスで候補者が出ていると認識しているとのことであった。

引続き、総務部長から評議員候補者（案）の順番に従い、候補者一人一人の推薦理由の説明があった。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 推薦の皆さんは推薦基準をクリアした方々だと思うが、1 人、現在、マスコミ報道によるとパワハラで裁判をかかえており今回は保留にされたらどうかと提案したいと思う。意見をまとめてきた資料を作ってきたので配って審議していただければありがたい。

議長： この資料はオープンにされている資料で、配ることは問題ないと思うが、悪用されるといけないので後で回収してほしい。今、説明があったが、私はこれを承知していなかった。特にそういう問題は含められていないであろうということでこのリストを作った。事務局は問題なかろうという判断し、承知の上で候補者として推薦してきたというのも今確認したところだ。これについて、他の評議員から、賛成反対も含めて意見をもらいたいので、一人一人、順番にお願いしたい。

一人一人、意見を述べ、意見交換ののち議長から次の発言があった。

議長： A氏は今回のリストから除外をさせてもらい、しかるべき時期に評議員として選出させてもらうという形にして今回の評議員選任については、他の 21 名の評議員を選任したいと思うが、この原案でよろしいか。

議長が意見を求めたところ、他に特段の意見がなく、評議員候補者 21 名（団体推薦 9 名、会員 3 名、学識 6 名、消費者代表 3 名）の氏名を一人ずつ読み上げ、選任を諮った結果、出席評議員全員一致で原案通り選任された。

選任された評議員は次の通り。

（再任評議員 11 名）

成松義文、椎橋良太郎、安部俊朗、北島秀明、橘本賢次郎、若尾修司、清水秀樹、鈴木恭蔵、武藤正樹、宗林さおり、蒲生恵美

(新任評議員 10 名)

寺島大悟 (コーケン産業株式会社 取締役営業部長)

笛木正司 (笛木醤油株式会社 代表取締役社長)

久保英明 (花王株式会社 執行役員 研究開発部門 副統括)

榊原仁嗣 (シオノギヘルスケア株式会社 ダイレクト販売本部長)

佐藤 潔 (日清ファルマ株式会社代表取締役社長)

亀井美登里 (埼玉医科大学医学部 教授)

桑崎俊昭 (公益社団法人日本食品衛生協会 専務理事)

遠藤雅也 (株式会社マイセルフ 取締役 元読売新聞社編集委員)

佐藤秀隆 (一般財団法人日本食品分析センター 理事長)

管 いづみ (元全国消費者団体連絡会事務局)

評議員の任期は選任された日から 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による評議員退任者 8 名は次のとおり。

佐藤良也、白神俊典、鶴田康則、徳山陽滋、埴雅明、原孝博、松井睦子、森田邦雄

報 告

- ・会員・会費体系検討委員会について

議長の求めに応じて、岩浪総務部長より本報告について資料に基づき報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。